

大阪狭山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 22 日

大阪狭山市農業委員会

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本市農業委員会では、担い手への農地の利用集積促進、遊休農地の発生防止・解消、新規参入への促進の観点から目標と推進方法を法第 7 条に基づき下記のとおり定めるものとする。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

農業委員による農地パトロールにより農地の現状把握に努め、遊休農地の発生防止・解消に努める。

○遊休農地の解消目標

遊休農地	面積 (ha)
現 状 (令和 5 年 3 月)	3. 4
5 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	2. 7

3. 担い手への農地の集積・集約化について

農地の利用状況及び利用意向調査の結果をふまえ、農地の利用関係の調整を行うことで、農地の集積・集約化を行う。

○担い手への農地の集積目標

集積農地	面積 (ha)
現 状 (令和 5 年 3 月)	0
5 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	2. 6

4. 新規参入の促進について

新規参入希望者に対しては、事業計画を精査したうえで必要な支援を行う。

○新規参入の促進目標

新規参入	件数	面積 (a)
現 状 (令和 5 年 3 月)	1	1 2
5 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	2	2 4